

育児休業手当金の 支給期間延長・短縮について



○ 延長するとき

組合員が育児休業を取得して勤務を休む時、原則、対象の子が1歳に達する日(誕生日の前日)までの期間について育児休業手当金が支給されます。

ただし、総務省令で定める次の要件2つのどちらかに該当し、組合員が育児休業を引き続き取得する場合は、対象の子が1歳6ヵ月に達する日(1歳6ヵ月時点においても継続して該当する場合は2歳に達する日)まで支給期間を延長できます。

要件1

対象の子について、保育所(認可保育所に限る)への入所を希望し、申込みを行っているが、入所できない場合

ただし、次の①～③をすべて満たしており、市町村から発行される保育所の「入所不承諾通知」等の証明書の提出が必要になります。

- ① 子の1歳の誕生日の前日までに市町村へ保育所への入所申請をしている
- ② 入所希望日が1歳の誕生日以前(1歳の誕生日を含む。)である
- ③ 1歳の誕生日以降の期間について入所できない状態(1歳の誕生日は入所できない状態であることが前提)

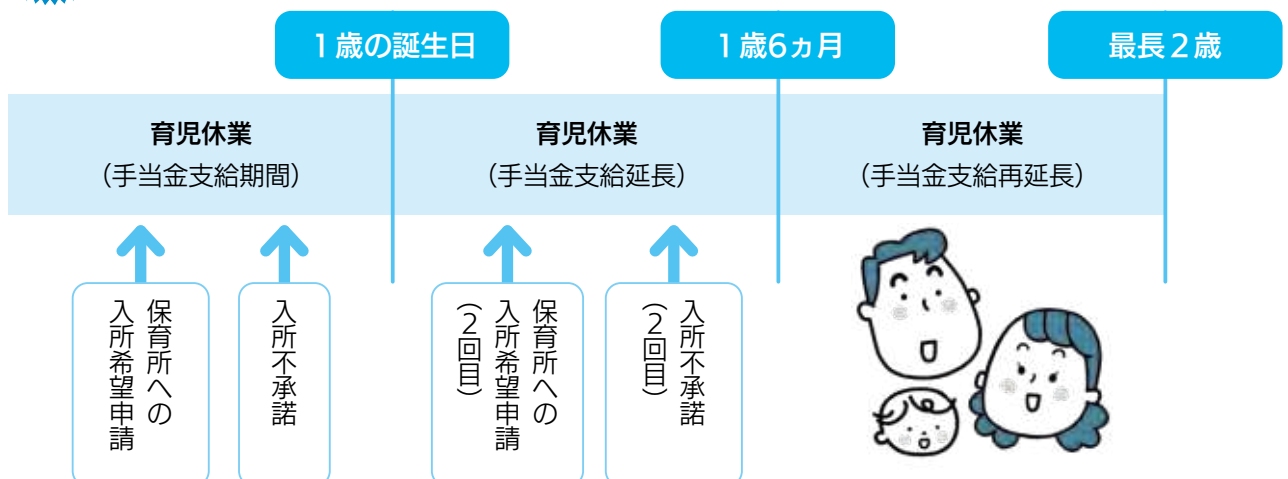
※保育所の空き状況等から明らかに入所することが困難な状況であっても、入所申請しておらず、証明書を提出できない場合は、支給期間を延長することができません。

要件2

子の養育を行っている配偶者であり、当該子が1歳に達する日以降の期間についても養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病、離婚等の事情により当該子を養育することが困難になった場合

注意

支給延長期間が年度をまたいでいる場合は、新年度においても入所申込みを行ったことが確認できる書類の提出が必要です。



※今後、地方公務員共済制度における育児休業手当金の支給延長手続きについて、雇用保険法に準じた改正が行われる予定です。

○ 短縮するとき

育児休業期間を短縮するとき、または支給延長要件に該当しなくなったときは、「育児休業手当金(変更)請求書」と短縮事由に応じた書類を提出してください。

保育所に入所したとき

- 入所決定通知書等の写し
- 慣らし保育を行ったことがわかる証明書等

※慣らし保育実施期間は手当金を支給します。

慣らし保育の期間が確認できる書類を添付してください。

(例：令和6年10月1日に保育所へ入所し、10月15日まで慣らし保育を行った場合、10月15日以降に保育所から証明書等を取得してください。)



新年度または年度中に必要な場合において保育所の入所申込みをしなかったとき

- 添付書類なし

※3月末日または最後に入所申込みを行った入所希望月までの支給となります。

育児休業承認期間を短縮したとき

- 添付書類なし

※ただし、育児休業等掛金免除申出書を提出しない場合は、辞令の写し等の提出が必要になります。

よくある質問

Q. 育児休業手当金はいつ送金されますか？

A. 育児休業取得月の翌月末に送金します。

(参考：令和6年10月分は11月28日に送金します。)

育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限額が変更になりました

育児休業手当金・介護休業手当金の給付日額は雇用保険法による上限額が設けられており、令和6年8月から次のとおり変更になりました。

給付日額上限額

育児休業手当金 67%支給期間 14,097円 → 14,334円

50%支給期間 10,520円 → 10,697円

※標準報酬月額が50万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。

介護休業手当金 15,513円(支給率67%) → 15,778円

※標準報酬月額が53万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。

育児休業手当金の詳細および申請書類等につきましては当組合ホームページをご覧ください。



お問い合わせ先

医療健康課(医療給付係) TEL 029-301-1413